

美術館・博物館等の持続可能なあり方検討業務委託 仕様書

1. 業務名

美術館・博物館等の持続可能なあり方検討業務

2. 目的

福井県立美術館(以下、美術館という)は、昭和 52 年の開館以来 49 年、福井県立歴史博物館(以下、博物館という)は、昭和 59 年の開館以来 42 年が経過し、施設・設備の老朽化や収蔵庫の過密化などの課題が顕著となってきた。また、近年の博物館法改正や文化観光推進法の制定などの趣旨を踏まえると、開館時とは異なる社会的要請等(利便性の向上、運営の一層の効率化、自然災害対策など)への対応が求められている。

また、博物館に隣接する幾久公園については、昭和56年から昭和59年にかけて整備しており、開園から40年以上経過し、樹木の大木化、公共トイレ等の老朽化、運動施設の老朽化などの課題が顕著となってきた。

これらの課題を踏まえ、令和6年度から7年度に美術館ならびに博物館および幾久公園の役割、機能などのあり方の検討を行った。本業務は、今までのあり方検討等の結果に留意しながら美術館、博物館の持続的な運営を図るため、それぞれの施設を単独で改修する案と、美術館と博物館を統合するなど一体的に整備する案について、県民のメリット・デメリットや県財政の将来負担などを比較検討することを目的とする。

3. 対象施設の概要

(1)美術館

・所在地:福井県福井市文京3丁目16-1

・名称:福井県立美術館

・規模・構造

①本館

鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階

建築面積 3,562 m² 延床面積 6,123 m²

②研修棟

鉄筋コンクリート造 地上 2 階

建築面積 245 m² 延床面積 505 m²

③駐車場

面積 5,508 m²(第一駐車場 2,979 m² 第二駐車場 1,038 m² 第三駐車場 168 m²

第四駐車場 994 m² 第五駐車場 330 m²)

(2)歴史博物館

・所在地:福井県福井市大宮 2-19-15

・名称:福井県立歴史博物館

・規模・構造

①本館

本館建物:鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階

建築面積:4,373 m² 延床面積:9,044 m²

②駐車場

面積 3,260 m²

(3)幾久公園

- ・所在地:福井県福井市大宮 2-19-15
- ・名称:幾久公園
- ・規模:敷地面積 約32,000 m²

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで

5. 業務内容

(1)美術館、博物館、幾久公園の比較検討資料の作成

①比較検討する想定事例

- ・上記の 3 つの施設について、以下の想定事例の比較表を作成すること

	概要	建物	組織	増築
ア	建物・組織ともに統合して1施設とする	統合	統合	なし あり
イ	建物は1施設に集約するが、美術館・博物館を別組織として併設する	統合	統合しない	なし あり
ウ	組織は1組織として統合するが、建物はそれぞれ維持し、機能分担する	統合しない	統合	なし
エ	建物・組織を統合せず、現状維持する	統合しない	統合しない	なし

- ・その他、想定できる事例があれば受託者からの提案により追加すること。

②比較検討項目

- ・比較検討資料には以下のア～カの項目を入れること
- ・検討にあたっては、過年度に実施済みの各施設のあり方検討等の成果を踏まえること
- ・発注者が整理する諸室(常設展、企画展、収蔵庫、貸室機能等)に関するバックデータや福井県の将来推計を踏まえた利用需要の予測等をもとに検討委員会※で行われる議論・意見を踏まえて、持続的な運営が可能となる施設配置、運営体制および施設規模について分析を行うこと
- ・全国の事例を踏まえ、他施設(県内文化施設・教育機関・民間施設等)との連携を含めて、効率的な機能を検討すること
- ※発注者が企画する「美術館・博物館等の持続的なあり方検討委員会(以下、検討委員会という)」(10 名程度を想定、R9.3 までに3回程度開催予定)

ア. 目指す方向性

- ・想定事例ごとに目指すべき方向性(どのような役割を果たす施設か)を記載すること

イ. 機能(現存する機能と新たな機能)

- ・目指す方向性を実現するために、現存する機能と新たな機能について、他施設の事例等を参考に検証、提案をすること
- ・実現すべき機能の想定配置図(簡易のゾーニング図)を作成すること

ウ. 費用

- ・発注者が試算した改修費用について検証し、必要な修正を行うこと
- ・発注者の試算以外に必要な改修費用について提案を行うこと
- ・発注者の試算した維持管理経費をもとに、将来における施設の維持運営に必要な費用について検証し、必要な修正を行うこと

- ・発注者が試算した財源について検証し、必要な修正を行うこと
- エ. 運営
 - ・想定事例ごとに適切な運営体制を記載すること(直営、指定管理、PFI など)
- オ. 県民への影響
 - ・想定事例ごとに考えられる県民生活への影響(メリット、デメリット)を記載すること
- カ. その他
 - その他比較検討が必要な項目について提案を行い、記載すること

(2)比較検討事項に対する県民意見の聴取

- ・比較検討にあたり、県民の意見を聴取する機会を設けること。なお、将来を担う高校生や大学生などの視点を入れるため、若者を対象としたワークショップを少なくとも1回開催し、意見やアイデアを出せる機会を設けていくこと。

(3)検討委員会の開催支援

- ・検討委員会について、会議資料の作成、会議への出席など、会議運営の支援を行うこと。なお R9.1 開催予定の第 2 回委員会までに上記(1)比較検討資料を作成すること。委員の旅費・謝金及び会場使用料は委託料に含まない。

6. 成果物の提出

成果品に関しては、5. 業務内容に関する資料をとりまとめ、電子データで提出すること。なお、電子データの形式は、Office2019 以降の Word または Excel 等、発注者において編集可能な形式とすること。

7. 業務実施上の留意点

- (1)受注者は、業務着手に先立ち、発注者と協議調整の上、業務工程表を提出すること。また、事業を円滑に進めるため、全体マネジメントを行う責任者を配置するとともに、発注者に対し、業務体制表を提出すること
- (2)当該調査業務の遂行に必要な法的確認・協議・許可申請に関しては、受注者側で必要書類を作成の上、処理すること。また、その経過については書面で発注者に提出すること。なお、これに係る経費は委託費に含まれるものとし、発注者が負担するものではないこととする。
- (3)上記6の成果品を作成する過程で発生する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条の権利を含む。)は、すべて福井県に帰属する。
- (4)受注者には、参考として、過去、本県において行った調査の結果や図面等各種データを提供する。
- (5)受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (6)この仕様書の定めがない事項ならびにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者は速やかに県と協議を行うものとする。